

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第二十三条の二の二 省 略

2513 省 略

14 法第六十九条の五第十項に規定する財務省令で定める書類は、特定森林経営計画対象山林について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあっては第一号及び第二号に掲げるものとし、特定受贈森林経営計画対象山林について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては第三号及び第四号に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した法第六十九条の五第二項第一号に規定する市町村の長の証明書

イ 省 略

ロ 法第六十九条の五第一項の被相続人に係る相続の開始の時から申告期限までの間に、特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画(当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていたものに限るものとし、イの計画を除くものとする。)について、森林法第十二条第三項(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)において読み替えて準用する森林法第十一条第五項の規定による変更の認定又は施行令第四十条の二の二第四項第二号に規定する市町村長等の新認定(以下この条において「市町村長等の新認定」という。)を受けた場合には、当該変更の認定又は当該市町村長等の新認定を受けた全ての森林経営計画の認定年月日及び当該認定の番号、これらの森林経営計画に係る森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等の氏名並びにその他参考となるべき事項

ハ 省 略

二 四 省 略

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の二 省 略

2 省 略

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第二十三条の二の二 同 上

2513 同 上

14 同 上

イ 同 上

ロ 法第六十九条の五第一項の被相続人に係る相続の開始の時から申告期限までの間に、特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画(当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていたものに限るものとし、イの計画を除くものとする。)について、森林法第十二条第三項(木材の安定供給の確保に関する特別措置法第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)において読み替えて準用する森林法第十一条第五項の規定による変更の認定又は施行令第四十条の二の二第四項第二号に規定する市町村長等の新認定(以下この条において「市町村長等の新認定」という。)を受けた場合には、当該変更の認定又は当該市町村長等の新認定を受けた全ての森林経営計画の認定年月日及び当該認定の番号、これらの森林経営計画に係る森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等の氏名並びにその他参考となるべき事項

ハ 同 上

二 四 同 上

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の二 同 上

2 同 上

3 施行令第四十条の四の二第三項に規定する財務省令で定める構造は、

登記簿に記載された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料

3|

一 施行令第四十条の四の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。ロにおいて同じ。）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること）について証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項各号のいずれかに該当すること又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は同日以後に建築されたものであることを明らかにする書類を提出することを含む。）

- (1)・(2) 省 略

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第七項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 省 略

4|

一 施行令第四十条の四の二第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第九項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三

4|

が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

同 上

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。）に適合すること）について証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

- (1)・(2) 同 上

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第八項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 同 上

5|

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第十項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三

号及び第九項第三号において「増改築等」という。）をした場合、次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ、チ 省 略

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合、当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（次項第三号ロ及び第九項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

5| 省 略

6| 法第七十条の二第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第九項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

7| 省 略

8| 施行令第四十条の四の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第三項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならぬ。

9| 法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十四項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類（同条第十二項に規定する場合に該当する場合には、当該書類及び市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で同項の新築若しくは取得をした住宅用家屋、取得をした既存住宅用家屋又は増改築等をした住宅用の家屋が同項に規定する自然災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第一号ニ、第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）をしたことを明らかにするもの）とする。

一 法第七十条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅

号及び第十項第三号において「増改築等」という。）をした場合、次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ、チ 同 上

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合、増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（次項第三号ロ及び第十項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

6| 同 上

7| 法第七十条の二第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

8| 同 上

9| 施行令第四十条の四の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならぬ。

10| 同 上

一 同 上

用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第七十条の二第二項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（以下この号及び次号において「適用年分」という。）の当該特定受贈者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で次に掲げる事項の記載があるもの

(i) 省 略  
(ii) 省 略  
(iii) 省 略  
(iv) 当該住宅取得等資金に係る法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額

(v) 省 略

(2) 省 略

(3) 省 略

(4) 当該住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の二第二項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(5)において同じ。)に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(5) 当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

イ 同上

(1) 同上

(i) 同上

(ii) 同上  
(iii) 同上  
(iv) 当該住宅取得等資金に係る法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額又は同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額

(v) 同上

(2) 同上

(3) 同上

(4) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の二第二項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(5)において同じ。)に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(5) 当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの

(3)・(4) 省 略

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 省 略

二 法第七十条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第七十条の二第一項第二号に規定

負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該住宅用家屋の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額並びにこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該家屋の新築の工事の請負契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し

(3)・(4) 同 上

ニ 同 上

(1) 同 上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同 上

二 同 上

イ 同 上

する取得をし、当該既存住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した  
場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で当該既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

ロ 省 略

ハ 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第七項の規定により同条第二項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) イに掲げる場合 次に掲げる書類

(i) 省 略

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五号様式に規定する認定申請書又は第六項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第七項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 省 略

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

(1) 同 上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該既存住宅用家屋の取得に係る対価の額並びに当該対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(i) 同 上

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五号様式に規定する認定申請書又は第七項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第八項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 同 上

ニ 同 上

五日までに既存住宅用家屋の法第七十条の二第一項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1)・(2) 省 略

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 省 略

三 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

(1)・(2) 同 上

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得をした既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同 上

三 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）が施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくもので

(4) 当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) イ(1)及び(4)に掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの

(3) 省 略

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したとき（当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき）は遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

あること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii) 当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該増改築等に係る工事に要する費用の額並びに当該費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) イ(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの又はその写し

(3) 同 上

(4) 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したとき（当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき）は遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 同 上

五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合 次に掲げる書類

(1) イ(1)及び(4)に掲げる書類

(2)・(3) 省 略

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

10| 施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により法第七十条の二第十四

項の規定を読み替えて適用する場合における第三項から第五項まで及び前項の規定の適用については、第三項中「法第七十条の二第十四項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第四項及び第五項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

11| 施行令第四十条の四の二第十四項の規定により同項に規定する相続人

(1) 同 上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同 上

(1) イ(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2)・(3) 同 上

(4) 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

11| 施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により法第七十条の二第十四

項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第六項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の二第十四項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「施行令第四十条の四の二第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

12| 施行令第四十条の四の二第十四項の規定により同項に規定する相続人

が法第七十条の二第十四項に規定する書類を提出する場合における第九項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該特定受贈者が法第七十条の二第二項第一号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で施行令第四十条の四の二第十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

## 第二十三条の六 省 略

3| 施行令第四十条の五第三項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。）ロにおいて同じ。）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当すること又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は同日以後に建築されたものであることを明らかにする書類を提出することを含む。）

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（建築基準法施行令第三章及び第五章

が法第七十条の二第十四項に規定する書類を提出する場合における第十項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該特定受贈者が法第七十条の二第二項第一号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で施行令第四十条の四の二第十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

## 第二十三条の六 同 上

3| 施行令第四十条の五第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

4| 同 上

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。）イにおいて同じ。）に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定

の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第六項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 省 略

4| 施行令第四十条の五第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第八項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（次号及び第八項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 〽チ 省 略

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（第八項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

5| 法第七十条の三第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第八項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

7| 6| 省 略

施行令第四十条の五第七項に規定する建築後使用されたことのある住

する耐震基準をいう。第七項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 同 上

5| 同 上

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第九項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（次号及び第九項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 〽チ 同 上

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合 増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（第九項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

6| 法第七十条の三第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第九項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

8| 7| 同 上

施行令第四十条の五第七項に規定する建築後使用されたことのある住

宅用家屋は、同条第一項各号のいずれかに該当することについて、第三項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

8 | 法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十二項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十条の三第三項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第七十条の三第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の三第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。) に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(3) 当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を施行令第四十条の五第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

宅用家屋は、同条第一項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

9 | 同 上

一 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の三第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。) に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(3) 当該新築又は取得をした住宅用家屋を施行令第四十条の五第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにする書類

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 省 略

(2) 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの

(3)・(4) 省 略

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の第三項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。(2)、次号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 省 略

二 法第七十条の第三項第五号に掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第七十条の第三項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で当該既存住宅用家屋を施行令第四十条の五第六項各号に掲げる者

(1) 同 上

(2) 当該家屋の新築の工事の請負契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し

(3)・(4) 同 上

ニ 同 上

(1) 同 上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同 上

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の五第六項各号に掲げる者以外の者から取得したことを明らかにする書類

以外の者から取得したことを明らかにするもの  
ロ 省 略

ハ 当該既存住宅用家屋が法第七十条の三第七項の規定により同条第三項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) イに掲げる場合 次に掲げる書類

(i) 省 略

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第五号様式に規定する認定申請書又は第五項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第六項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 省 略

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第七十条の三第一項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1)・(2) 省 略

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 省 略

三 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等

ロ 同上  
ハ 同上

(1) 同上

(i) 同上

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第五号様式に規定する認定申請書又は第六項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第七項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 同上

ニ 同上

(1)・(2) 同上

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得した既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同上

三 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金によ

とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。)に関する登記事項証明書(当該増改築対象家屋が施行令第四十条の第五項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかになることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類)

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

(4) 当該増改築対象家屋の増改築等(当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。)の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が施行令第四十条の第五項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の第五項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの

(3) 省 略

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したとき(当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき)は遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

り当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。)に関する登記事項証明書(当該増改築対象家屋が施行令第四十条の第五項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類)

(3) 当該増改築等をした増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し

(4) 当該住宅取得等資金により当該増改築対象家屋の増改築等(当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。)をする場合には、当該増改築等が施行令第四十条の第五項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき増改築等をしたことを明らかにする書類

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の第五項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの又はその写し

(3) 同 上

(4) 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したとき(当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき)は遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 同 上

五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

9| 施行令第四十条の五第八項の規定により法第七十条の三第十二項の規定を読み替えて適用する場合における第三項、第四項及び前項の規定の適用については、第三項中「法第七十条の三第十二項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の三第十二項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第四項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十二項」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の三第十二項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

(農地等を贈与した場合の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の七 省 略

2 省 略

(1) 同 上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ 同 上

(1) 同 上

(2) 同 上

10| 施行令第四十条の五第八項の規定により法第七十条の三第十二項の規定を読み替えて適用する場合における第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の三第十二項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の三第十二項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十二項」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の三第十二項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

(農地等を贈与した場合の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の七 同 上

2 同 上

5 法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者は、その有する農地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日から一月以内に、当該各号に定める書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 施行令第四十条の六第十一項第四号に規定する区域内にある農地等について同号に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事業」という。）のために譲渡をした場合 届出者の生年月日及び当該農地等を贈与により取得した日を記載した書類、当該農地等が当該区域内にある旨を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類並びに次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下第四十四項までにおいて「農地中間管理機構」という。）の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 当該農地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合 当該農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

6 5 15 省 略

16 法第七十条の四第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 省 略

三 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等（法第七十条の四第八項に規定する借受代替農地等をいう。以下この条において同じ。）の使用貸借による権利又は賃借権（以下第二十一項までにおいて「賃

5 同 上

一 三 同 上

四 施行令第四十条の六第十一項第四号に規定する区域内にある農地等について、同号に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事業」という。）のために譲渡をした場合又は同号に規定する農用地利用集積計画（ロにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をした場合 届出者の生年月日及び当該農地等を贈与により取得した日を記載した書類、当該農地等が当該区域内にある旨を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類並びに次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該農地等について農地売買等事業のために譲渡をした場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 当該農地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合 当該農地等に係る当該農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類

6 5 15 同 上

16 同 上

一 二 同 上

三 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等（法第七十条の四第八項に規定する借受代替農地等をいう。以下この条において同じ。）の使用貸借による権利又は賃借権（以下第二十一項までにおいて「賃

借権等」という。)の設定に関する事項で次に掲げるもの(当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等が二以上ある場合には、それぞれの借受代替農地等の賃借権等の設定に関する事項。以下この項及び次項において同じ。)

イ 省略

ロ 当該借受代替農地等に係る法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画(ハ及び次項第二号において「借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画」という。)の農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項に規定する公告があつた年月日

ハ 当該借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画において定められている借受代替農地等に係る賃借権等の設定を行った者の氏名及び住所

ニ 省略

四・五 省略

17 施行令第四十条の六第二十二項の規定により同項に規定する届出書に添付する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 貸付特例適用農地等に係る法第七十条の四第八項において「貸付特例利用集積等促進計画(以下この項及び第二十一項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画」という。))につき農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

三 当該届出書に記載した貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項、貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた法第七十条の四第八項に規定する農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、それぞれの農地又は採草放牧地に係る賃借権等の設定に関する事項及び借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項を明らかにする書類並びに前項第四号に規定する割合の計算の明細を記載した書類

18 施行令第四十条の六第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、

借権等」という。)の設定に関する事項で次に掲げるもの(当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等が二以上ある場合には、それぞれの借受代替農地等の賃借権等の設定に関する事項をいう。以下この項及び次項において同じ。)

イ 同上

ロ 当該借受代替農地等に係る法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積計画(以下この条において「借受代替農地等に係る農用地利用集積計画」という。)の農業経営基盤強化促進法第十九条に規定する公告があつた年月日

ハ 当該借受代替農地等に係る農用地利用集積計画において定められている借受代替農地等に係る賃借権等の設定を行った者の氏名及び住所

ニ 同上

四・五 同上

17 同上

一 貸付特例適用農地等に係る法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積計画(以下この項及び第二十一項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画」という。))につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 借受代替農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

三 当該届出書に記載した貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項、貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた法第七十条の四第八項に規定する農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、それぞれの農地又は採草放牧地に係る賃借権等の設定に関する事項及び借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項を明らかにする書類並びに前項第四号に規定する割合の計算の明細を記載した書類

18 同上

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十条の第四第十項第一号に掲げる場合に該当することとなった場合 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 法第七十条の第十一項に規定する再借受代替農地等（再借受代替農地等で既に同項の規定により同条第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなされたものを除く。以下この条において「再借受代替農地等」という。）の賃借権等に関する事項で次に掲げるもの（貸付特例適用農地等に係る再借受代替農地等が二以上ある場合には、それぞれの再借受代替農地等の賃借権等に関する事項。以下この号において同じ。）を記載した書類

(1) 省 略

(2) 当該再借受代替農地等に係る法第七十条の第十一項に規定する農用地利用集積等促進計画（③及びハにおいて「再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画」という。）の農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項に規定する公告があつた年月日

(3) 当該再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画において定められている当該再借受代替農地等に係る賃借権等の設定を行った者の氏名及び住所

(4)・(5) 省 略

ハ 当該再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 省 略

二 省 略

19 法第七十条の四第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該継続届出書を提出する日において、法第七十条の四第九項に規定する届出書（同条第十一項に規定する変更の届出書を提出している場合又は当該継続届出書の提出前に既に継続届出書を提出している場

一 同 上

イ 同 上

ロ 法第七十条の第十一項に規定する再借受代替農地等（再借受代替農地等で既に同項の規定により同条第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなされたものを除く。以下この条において「再借受代替農地等」という。）の賃借権等に関する事項で次に掲げるもの（貸付特例適用農地等に係る再借受代替農地等が二以上ある場合には、それぞれの再借受代替農地等の賃借権等に関する事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書類

(1) 同 上

(2) 当該再借受代替農地等に係る法第七十条の第十一項に規定する農用地利用集積計画（以下この条において「再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画」という。）の公告があつた年月日

(3) 当該再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画において定められている当該再借受代替農地等に係る賃借権等の設定を行った者の氏名及び住所

(4)・(5) 同 上

ハ 当該再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 同 上

二 同 上

19 同 上

一・二 同 上

三 当該継続届出書を提出する日において、法第七十条の四第九項に規定する届出書（同条第十一項に規定する変更の届出書を提出している場合又は当該継続届出書の提出前に既に継続届出書を提出している場

合には、当該継続届出書の提出の日の直前において提出した変更の届出書又は既に提出した継続届出書に記載した同条第八項に規定する借受代替農地等に異動がある場合には、当該異動があつた借受代替農地等についての明細及び当該異動後の借受代替農地等の全てに係る土地の面積の合計の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

#### 四 省 略

### 20 省 略

21 施行令第四十条の六第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合次に掲げる事項

イ、ニ 省 略

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権等の存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ、ハ 省 略

### 22 省 略

27 施行令第四十条の六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、申請者と法第七十条の四第十八項に規定する一時的道路用地等（以下この

条において「一時的道路用地等」という。）に係る事業の施行者（以下この条において「事業施行者」という。）との間の同項に規定する地上権等の設定に基づき法第七十条の四第一項に規定する農地等（施行令第四十条の六第六十六項（第一号を除く。）の規定により農地等に該当するものとして法第七十条の四第一項の規定の適用を受けるものを含む。以下第三十二項までにおいて同じ。）を当該一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書で当該農地等を貸し付ける日及び同条第十八項に規定する貸付期限（以下この条において「貸付期限」という。）の記載のあるものの写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのもの写し若しくは同法に規定された収用委員会

の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写しとする。

合には、当該継続届出書の提出の日の直前において提出した変更の届出書又は既に提出した継続届出書をいう。）に記載した同条第八項に規定する借受代替農地等に異動がある場合には、当該異動があつた借受代替農地等についての明細及び当該異動後の借受代替農地等の全てに係る土地の面積の合計の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

#### 四 同 上

### 21 同 上

### 20 同 上

一 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ、ニ 同 上

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画に基づく賃借権等の存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ、ハ 同 上

### 22 同 上

27 施行令第四十条の六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、申請者と法第七十条の四第十八項に規定する一時的道路用地等（以下この

条において「一時的道路用地等」という。）に係る事業の施行者（以下この条において「事業施行者」という。）との間の同項に規定する地上権等の設定に基づき法第七十条の四第一項に規定する農地等（施行令第四十条の六第六十七項（第一号を除く。）の規定により農地等に該当するものとして法第七十条の四第一項の規定の適用を受けるものを含む。以下第三十二項までにおいて同じ。）を当該一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書で当該農地等を貸し付ける日及び同条第十八項に規定する貸付期限（以下この条において「貸付期限」という。）の記載のあるものの写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのもの写し若しくは同法に規定された収用委員会

の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写しとする。

28・29 省略

30 施行令第四十条の六第四十四項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等の同項第一号に規定する耕作をしていること又は遅滞なく当該耕作をする見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が施行令第四十条の六第六十七項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

31 33 省略

34 施行令第四十条の六第五十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 省略

七 省略

35 施行令第四十条の六第五十三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写し、当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項第四号に規定する市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、法第七十条の四第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限後に当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたこと（当該受贈者が当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに同項第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載された者である場合には、これらの者に該当することとなつたこと）及びその該当することとなつた年月日を明らかにする書類

28・29 同上

30 施行令第四十条の六第四十四項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等の同項第一号に規定する耕作をしていること又は遅滞なく当該耕作をする見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が施行令第四十条の六第六十七項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

31 33 同上

34 同上

一 六 同上

七 同上

7 当該宮農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けにより行われた場合にあっては、届出者の生年月日

35 施行令第四十条の六第五十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする受贈者が行つた宮農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われた場合 次に掲げる書類

イ 当該受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写し、当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項第四号に規定する市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、法第七十条の四第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限後に当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたこと（当該受贈者が当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに同項第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が一級又は二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害が

- 二 当該受贈者が行つた営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び当該貸付けを行つた年月日を証するもの
- 三 当該営農困難時貸付けを行つた受贈者が農地法第三条第一項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日を証する当該許可をした農業委員会の書類（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨を証する当該営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類）
- 四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
  - イ 当該営農困難時貸付けを行つた農地等が施行令第四十条の六第五十二項第一号に規定する地域に存する場合 当該農地等について法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けた日後一年を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該営農困難時貸付けを行つた農地等がイに規定する地域に存しない旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

当該身体障害者手帳に新たに記載された者である場合には、これらの者に該当することとなつたこと）及びその該当することとなつた年月日を明らかにする書類

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

- (1) 当該受贈者が行つた営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合（(2)に掲げる場合に該当する場合を除く。）その旨及び当該営農困難時貸付けを行つた年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下第四十四項までにおいて「農地中間管理機構」という。）の書類並びに当該営農困難時貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該営農困難時貸付けを行つた営農困難時貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類
  - (2) 当該受贈者が行つた営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けである場合 当該営農困難時貸付けを行つた営農困難時貸付農地等に係る同号に規定する農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類
- 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類
- イ 前号イに掲げる書類
  - ロ 当該営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び当該貸付けを行つた年月日を証するもの
  - ハ 当該営農困難時貸付けを行つた受贈者が農地法第三条第一項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日を証する当該許可をした農業委員会の書類（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨を証する当該営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類）
  - ニ 当該営農困難時貸付けを行つた農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類
    - (1) 施行令第四十条の六第五十二項第一号イに掲げる地域 当該営農困難時貸付けを行つた農地等について法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けた日後一年を経過する日ま

## 省略

施行令第四十条の六第五十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 第三十五項第一号から第三号までに掲げる書類
  - ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
    - (1) 法第七十条の四第二十三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする受贈者が新たな営農困難時貸付けを行った農地等が施行令第四十条の六第五十二項第一号に規定する地域に存する場合 当該農地等について法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けた日後一月を経過する日まで受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの
    - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該営農困難時貸付けを行った農地等が(1)に規定する地域に存しない旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

## 同上

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 

- イ 法第七十条の四第二十三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする受贈者が行った新たな営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われた場合第三十五項第一号に定める書類
- ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類
  - (1) 第三十五項第二号イからハまでに掲げる書類
  - (2) 当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類
    - (i) 第三十五項第二号(1)に掲げる地域 当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等について法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けた日後一月を経過する日まで受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの
    - (ii) 第三十五項第二号(2)に掲げる区域 当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等について法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該区域に係る市町村長の書類で当該申込みを受けた日後一月を経過する日まで受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

ホ 当該営農困難時貸付けを行った農地等が(1)及び(2)に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合には、その旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

(3)

当該営農困難時貸付けを行った農地等が(2)(i)及び(ii)に掲げる地

二 省 略

39 38 施行令第四十条の六第五十五項に規定する財務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 耕作の放棄又は権利消滅があつた営農困難時貸付農地等が施行令第四十条の六第五十二項第一号に規定する地域に存する場合 当該営農困難時貸付農地等について受贈者から法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

二 前号に掲げる場合以外の場合 耕作の放棄又は権利消滅があつた営農困難時貸付農地等が同号に規定する地域に存しない旨を証する当該営農困難時貸付農地等の所在地に係る市町村長の書類

40 41 省 略

42 施行令第四十条の六第六十三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（受贈者が、法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等の全てを一時的道路用地等の用に供していた場合には第二号及び第三号に掲げる書類とし、当該農地等の全てについて営農困難時貸付けを行つていた場合には第二号から第四号までに掲げる書類とする。）とする。

一・二 省 略

三 施行令第四十条の六第六十三項第六号に掲げる事項に関する明細を記載した書類

四 省 略

43 44 省 略

45 施行令第四十条の六第六十八項に規定する財務省令で定めるものは、施行令第四十条の七第七十一項の規定により特例農地等に該当するもの

二 同 上

域又は区域のいずれにも存しない場合には、その旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

39 38 同 上 施行令第四十条の六第五十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 耕作の放棄又は権利消滅があつた営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 第三十五項第二号ニ(1)に掲げる地域 当該営農困難時貸付農地等について受贈者から法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

ロ 第三十五項第二号ニ(2)に掲げる区域 当該営農困難時貸付農地等について受贈者から法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該区域に係る市町村長の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

二 耕作の放棄又は権利消滅があつた営農困難時貸付農地等が前号イ及びロに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合には、その旨を証する当該営農困難時貸付農地等の所在地に係る市町村長の書類

40 41 同 上

42 施行令第四十条の六第六十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（受贈者が、法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等の全てを一時的道路用地等の用に供していた場合には第二号及び第三号に掲げる書類とし、当該農地等の全てについて営農困難時貸付けを行つていた場合には第二号から第四号までに掲げる書類とする。）とする。

一・二 同 上

三 施行令第四十条の六第六十四項第六号に掲げる事項に関する明細を記載した書類

四 同 上

43 44 同 上

45 施行令第四十条の六第六十九項に規定する財務省令で定めるものは、施行令第四十条の七第七十一項の規定により特例農地等に該当するもの

とされる同項第二号又は第三号に掲げる敷地又は用地を一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地とする。

46 省 略

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の七の二 法第七十条の四の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する猶予適用者（同条第九項に規定する旧法猶予適用者を含む。以下この条において「猶予適用者」という。）が農地等のうち法第七十条の四第一項に規定する農地（以下この条において「農地」という。）又は同項に規定する採草放牧地（以下この条において「採草放牧地」という。）の全部又は一部について、法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つてゐる旨及び同項の規定の適用を受けようとする旨並びに次に掲げる事項とする。

一 六 省 略

七 省 略

2 施行令第四十条の六の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行つた年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（第六項において「農地中間管理機構」という。）の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

二 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書

とされる同項第二号又は第三号に掲げる敷地又は用地を一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地とする。

46 同 上

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の七の二 同 上

一 六 同 上

七 同 上

2 同 上

一 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合 次に掲げる書類（次号に掲げる場合に該当する場合にあつては、イに掲げる書類及び同号に定める書類）

イ その旨及び当該特定貸付けを行つた年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（第六項第一号において「農地中間管理機構」という。）の書類

ロ 当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

二 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けである場合 当該特定貸付農

類

3  
5 省 略

6 施行令第四十条の六の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、貸付期限が到来した特定貸付農地等について猶予適用者から特定貸付けの申込みを受けた施行令第四十条の六第五十二項第一号に規定する地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けたことを証するものとする。

7  
10 省 略

(農地等についての相続税の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の八 省 略

2  
4 省 略

5 法第七十条の六第一項の規定の適用を受けている農業相続人は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日から一月以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 施行令第四十条の七第十項に規定する区域内にある特例農地等について同項に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事業」という。）のために譲渡をした場合 当該特例農地等が当該区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

地等に係る同号に規定する農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

3  
5 同 上

6 施行令第四十条の六の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、貸付期限が到来した特定貸付農地等が存する次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の六第五十二項第一号イに掲げる地域 当該特定貸付農地等について猶予適用者から法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地中間管理機構の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

二 施行令第四十条の六第五十二項第一号ロに掲げる区域 当該特定貸付農地等について猶予適用者から法第七十条の四の二第二項第二号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該区域に係る市町村長の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

7  
10 同 上

(農地等についての相続税の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の八 同 上

2  
4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 施行令第四十条の七第十項に規定する区域内にある特例農地等について、同項に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事業」という。）のために譲渡をした場合又は同項に規定する農用地利用集積計画（ロにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をした場合 当該特例農地等が当該区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類及び次に掲げる場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該特例農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該特例農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 当該特例農地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合 当該特例農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

6 〽 8 省 略

9 第二十三条の七第十四項の規定は、施行令第四十条の七第十九項第三号の規定の適用を受けようとする同号の農業相続人の同号の届出書の提出について準用する。この場合において、第二十三条の七第十四項中「受贈者」とあるのは、「農業相続人」と読み替えるものとする。

10 〽 21 省 略

22 第二十三条の七第二十七項の規定は、施行令第四十条の七第四十三項に規定する申請書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十七項中「第七十条の四第十八項」とあるのは「第七十条の六第二十二項」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第四十条の六第六十六項」とあるのは「第四十条の七第七十一項」と、「同条第十八項」とあるのは「同条第二十二項」と読み替えるものとする。

23 第二十三条の七第二十八項の規定は、法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農業相続人の同条第二十三項に規定する届出書の提出について準用する。この場合において、第二十三号の七第二十八項第二号及び第四号中「農地等」とあるのは、「特例農地等」と読み替えるものとする。

の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該特例農地等について農地売買等事業のために譲渡をした場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該特例農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該特例農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 当該特例農地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合 当該特例農地等に係る当該農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条に規定する公告をした旨及び当該公告の年月日を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類

6 〽 8 同 上

9 第二十三条の七第十四項の規定は、施行令第四十条の七第十九項第三号の規定の適用を受けようとする同号の農業相続人の同号の届出書の提出について準用する。この場合において、第二十三条の七第十四項中「第四十条の六第十八項第三号」とあるのは「第四十条の七第十九項第三号」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と読み替えるものとする。

10 〽 21 同 上

22 第二十三条の七第二十七項の規定は、施行令第四十条の七第四十三項に規定する申請書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十七項中「第四十条の六第四十項」とあるのは「第四十条の七第四十三項」と、「第七十条の四第十八項」とあるのは「第七十条の六第二十二項」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第四十条の六第六十七項」とあるのは「第四十条の七第七十一項」と、「同条第十八項」とあるのは「同条第二十二項」と読み替えるものとする。

23 第二十三条の七第二十八項の規定は、法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農業相続人の同条第二十三項に規定する届出書の提出について準用する。この場合において、第二十三号の七第二十八項中「第七十条の四第十九項」とあるのは「第七十条の六第二十三項」と、同項第二号及び第四号中「農地等」とあるのは「

24 第二十三条の七第二十九項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する届出書の記載事項について準用する。この場合において、第二十三條の七第二十九項第二号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、同項第四号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、同項第五号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と読み替えるものとする。

25 第二十三条の七第三十項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する証明について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十項中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第四十条の六第六十六項第二号」とあるのは「第四十条の七第七十一項第二号」と読み替えるものとする。

26 第二十三条の七第三十一項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する届出書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十一項第一号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、同項第二号中「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、同項第三号中「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四第六項」とあるのは「第七十条の六第九項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

27 第二十三条の七第三十二項の規定は、施行令第四十条の七第五十一項に規定する届出書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十二項中「第二十七項」とあるのは、「第二十三條の八第二十二項において準用する第二十七項」と読み替えるものとする。

28 第二十三条の七第三十三項から第四十項までの規定は、法第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十二項から第二十五

「特例農地等」と読み替えるものとする。

24 第二十三条の七第二十九項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する届出書の記載事項について準用する。この場合において、第二十三條の七第二十九項中「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、同項第二号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、同項第五号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と読み替えるものとする。

25 第二十三条の七第三十項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する証明について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十項中「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第四十条の六第六十七項第二号」とあるのは「第四十条の七第七十一項第二号」と読み替えるものとする。

26 第二十三条の七第三十一項の規定は、施行令第四十条の七第四十九項に規定する届出書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十一項中「第四十条の六第四十四項に規定する財務省令」とあるのは「第四十条の七第四十九項に規定する財務省令」と、「同項第一号中「農地等」とあるのは「特例農地等」と、同項第二号中「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第四十九項」と、同項第三号中「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四第六項」とあるのは「第七十条の六第九項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

27 第二十三条の七第三十二項の規定は、施行令第四十条の七第五十一項に規定する届出書に添付する書類について準用する。この場合において、第二十三條の七第三十二項中「第四十条の六第四十六項」とあるのは「第四十条の七第五十一項」と、「第二十七項」とあるのは「第二十三條の八第二十二項において準用する第二十七項」と読み替えるものとする。

28 第二十三条の七第三十三項から第四十項まで（同条第三十四項第七号を除く。）の規定は、法第七十条の六第二十八項において準用する法第

項までの規定を適用する場合並びに施行令第四十条の七第五十五項において準用する施行令第四十条の六第五十一項の規定を適用する場合及び施行令第四十条の七第五十七項において準用する施行令第四十条の六第五十三項から第五十八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の七第三十四項中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十二項」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「贈与者」とあるのは「被相続人」と、「住所又は居所並びに」とあるのは「その死亡の時にける住所又は居所並びに」と、「贈与により」とあるのは「相続又は遺贈により」と、同条第三十五項中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十二項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第四十条の六第五十一項第四号」とあるのは「第四十条の七第五十五項において準用する第四十条の六第五十一項第四号」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第四十条の六第五十一項各号」とあるのは「第四十条の七第五十五項において準用する施行令第四十条の六第五十一項各号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「行つた農地等」とあるのは「行つた特例農地等」と、「第四十条の六第五十二項第一号」とあるのは「第四十条の七第五十六項において準用する第四十条の六第五十二項第一号」と、「当該農地等」とあるのは「当該特例農地等」と、「第七十条の四の第二項」とあるのは「第七十条の六の第二項」と、同条第三十六項中「第七十条の四第二十三項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四第一項第一号」とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、「同条第二十三項」とあるのは「同条第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「供されていた農地等」とあるのは「供されていた特例農地等」と、「第七十条の四第二十三項第二号」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第二号」と、同条第三十七項中「第七十条の四第二十三項」とあるのは「第七十

七十条の四第二十二項から第二十五項までの規定を適用する場合及び施行令第四十条の七第五十七項において準用する施行令第四十条の六第五十三項から第五十八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の七第三十四項中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十二項」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「贈与者」とあるのは「被相続人」と、「住所又は居所並びに」とあるのは「その死亡の時にける住所又は居所並びに」と、「贈与により」とあるのは「相続又は遺贈により」と、同条第三十五項中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十二項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四の第二項各号」とあるのは「第七十条の六の第二項各号」と、「第四十条の六第五十一項第四号」とあるのは「第四十条の七第五十五項において準用する第四十条の六第五十一項第四号」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第四十条の六第五十一項各号」とあるのは「第四十条の七第五十五項において準用する施行令第四十条の六第五十一項各号」と、「第七十条の四の第二項第一号」とあるのは「第七十条の六の第二項第一号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「第七十条の四の第二項第二号」とあるのは「第七十条の六の第二項第二号」と、「行つた農地等」とあるのは「行つた特例農地等」と、「第四十条の六第五十二項第一号イ」とあるのは「第四十条の七第五十六項第一号」と、「第四十条の六第五十二項第一号ロ」とあるのは「第四十条の七第五十六項第二号」と、「当該農地等」とあるのは「当該特例農地等」と、同条第三十六項中「第七十条の四第二十三項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四第一項第一号」とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、「同条第二十三項」とあるのは「同条第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「供されていた農地等」とあるのは「供されていた特例農地等」と、「第七十条の四第二十三項第二号」とあ

条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「行つた農地等」とあるのは「行つた特例農地等」と、「当該農地等」とあるのは「当該特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項」とあるのは「第七十条の六の二第一項」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「供されていた農地等」とあるのは「供されていた特例農地等」と、同条第三十八項中「第七十条の四第二十三項第三号」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第三号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、同条第三十九項中「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項」とあるのは「第七十条の六の二第一項」と、同条第四十項中「第七十条の四第二十三項第四号」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第四号」と、「施行令」とあるのは「施行令第四十条の七第五十七項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

## 29 38 省 略

(相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例を受けるための記載事項等)

### 第二十三条の八の二 省 略

2 施行令第四十条の七の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当

るのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第二号」と、同条第三十七項中「第七十条の四第二十三項」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「行つた農地等」とあるのは「行つた特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「当該農地等」とあるのは「当該特例農地等」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「供されていた農地等」とあるのは「供されていた特例農地等」と、同条第三十八項中「第七十条の四第二十三項第三号」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第三号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、同条第三十九項中「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、同条第四十項中「第七十条の四第二十三項第四号」とあるのは「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第四号」と、「施行令」とあるのは「施行令第四十条の七第五十七項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

## 29 38 同 上

(相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例を受けるための記載事項等)

### 第二十三条の八の二 同 上

2 同 上

一 同 上

イ 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の六の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その旨及び当該特定貸付けを行つ

該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 省 略

3・4 省 略

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第二十五条の二 省 略

2 施行令第四十二条第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記載された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

3 省 略

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の二 省 略

2・3 省 略

4 法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の認定を受けた市町村(特別区を含む。)の区域内において同法第二条第三十一項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けてされたものであることの記載があるも

た年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の六の二第一項第二号に掲げる貸付けである場合 当該特定貸付農地等に係る同号に規定する農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

二 同 上

3・4 同 上

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第二十五条の二 同 上

2 施行令第四十二条第一項第二号イ及び第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記載された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

3 同 上

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の二 同 上

2・3 同 上

4 法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の認定を受けた市町村(特別区を含む。)の区域内において同法第二条第三十一項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて

のを添付しなければならない。  
5・6 省略

(経営強化計画等)に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)  
第三十条の三 法第八十条の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについて、主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同条の規定に該当するものであること及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の記載があるものを添付しなければならない。

一・二 省略

三 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該実施計画に係る認定の日及び当該実施計画が提出された日

四 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合 当該変更後の実施計画に係る認定の日及び当該変更後の実施計画が提出された日

2 省略

(自然災害の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税)

第三十一条の八 法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項の被災者等は、その登記の申請書に、施行令第四十四条の三第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類(当該書類に記載された者が同条第一項に規定する滅失建物等(以下この条及び次条において「滅失建物等」という。)の所有者でない場合には、当該書類及び滅失建物等の所有者を明らかにする書類)で、次に掲げる事項の記載があるもの(当該登記に係る建物が施行令第四十四条の三第三項第三号に該当する建物である場合にあつては、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類)を添付しなければならない。

一・三 省略

2 相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族(それぞれ施行令第四十四条の三第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族をいう。以下この項に

されたものであることの記載があるものを添付しなければならない。  
5・6 同上

(経営強化計画)に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)  
第三十条の三 同上

一・二 同上

2 同上

(自然災害の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税)

第三十一条の八 法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項の被災者等は、その登記の申請書に、施行令第四十四条の三第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類(当該書類に記載された者が同条第一項に規定する滅失建物等(以下この条及び次条において「滅失建物等」という。)の所有者でない場合には、当該書類及び滅失建物等の所有者を明らかにする書類)で、次に掲げる事項の記載があるもの(当該登記に係る建物が施行令第四十四条の三第三項第三号に該当する建物である場合にあつては、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類)を添付しなければならない。

一・三 同上

2 相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族(それぞれ施行令第四十四条の三第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族をいう。以下この項に

において同じ。)が法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 三 省 略

四 三親等内の親族 次に掲げる書類

イ 施行令第四十四条の二第一項の証明を受けた者(以下この号において「滅失建物等所有者」という。)が、同条第二項第五号に規定する建物(ニにおいて「代替建物」という。)の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類

ロ 二 省 略

3 施行令第四十四条の二第三項第二号に規定する住宅用の建物として財務省令で定めるものは、その登記簿の表題部に記録された主たる建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅(これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含む。)とされているものとする。

4 施行令第四十四条の二第三項第三号に規定する証明は、法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る建物が同号に掲げる建物に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

5 省 略

(自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税)

第三十一条の九 法第八十四条の五第一項の規定の適用を受けようとする同項の被災者等は、その登記の申請書に、同項の滅失建物等の床面積の合計又は当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第八十四条の五第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物(同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。)の敷地の用に供されると見込まれる土地である場合 次に掲げる書類

イ 施行令第四十四条の二第一項又は第二項第二号若しくは第四号の

において同じ。)が法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 三 同 上

四 同 上

イ 施行令第四十四条の三第一項の証明を受けた者(以下この号において「滅失建物等所有者」という。)が、同条第二項第五号に規定する建物(ニにおいて「代替建物」という。)の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類

ロ 二 同 上

3 施行令第四十四条の三第三項第二号に規定する住宅用の建物として財務省令で定めるものは、その登記簿の表題部に記録された主たる建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅(これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含む。)とされているものとする。

4 施行令第四十四条の三第三項第三号に規定する証明は、法第八十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る建物が同号に掲げる建物に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

5 同 上

(自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税)

第三十一条の九 同 上

一 同 上

イ 施行令第四十四条の三第一項又は第二項第二号若しくは第四号の

市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類（当該書類に記載された者が滅失建物等の所有者でない場合には、当該書類及び滅失建物等の所有者を明らかにする書類）で、前条第一項各号に掲げる事項の記載があるもの

ロ・ハ 省 略

二 法第八十四条の五第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地である場合 次に掲げる書類

イ・ロ 省 略

ハ 当該土地に係る被災代替建物が施行令第四十四条の二第三項に規定する建物（同項第三号に係るものに限る。）に該当する場合には、前条第四項に規定する証明に係る書類の写し

市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類（当該書類に記載された者が滅失建物等の所有者でない場合には、当該書類及び滅失建物等の所有者を明らかにする書類）で、前条第一項各号に掲げる事項の記載があるもの

ロ・ハ 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該土地に係る被災代替建物が施行令第四十四条の三第三項に規定する建物（同項第三号に係るものに限る。）に該当する場合には、前条第四項に規定する証明に係る書類の写し